

球磨村告示第29号

令和8年第4回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年6月5日

球磨村長 大岩 禎一

1 期 日 令和8年6月12日

2 場 所 球磨村議会議場

---

○開会日に応招した議員

梶木 啓介君

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

東 純一君

高澤 康成君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

田代 利一君

---

6月16日に応招した議員

同 上

---

6月17日に応招した議員

〃

---

○応招しなかった議員

---

---

令和8年 第4回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和8年6月12日(金曜日)

場所 球磨村議会議場

---

議事日程(第1号)

令和8年6月12日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第2号 令和7年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第3号 令和7年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 日程第5 報告第4号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第44号 財産の処分について(村有林の法正林化)
- 日程第7 議案第45号 球磨村敬老年金等給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第46号 球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第47号 令和8年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第48号 令和8年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第49号 令和8年度球磨村簡易水道事業会計予算補正予算について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第2号 令和7年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第3号 令和7年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 日程第5 報告第4号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第44号 財産の処分について(村有林の法正林化)
- 日程第7 議案第45号 球磨村敬老年金等給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第46号 球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第47号 令和8年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第48号 令和8年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第11 議案第49号 令和8年度球磨村簡易水道事業会計予算補正予算について

---

出席議員（8名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 槻木 啓介君 | 2 番 | 永椎樹一郎君 |
| 3 番 | 西林 尚賜君 | 4 番 | 東 純一君  |
| 5 番 | 高澤 康成君 | 6 番 | 嶽本 孝司君 |
| 7 番 | 舟戸 治生君 | 8 番 | 田代 利一君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

|          |          |
|----------|----------|
| 局長 松本 憲吾 | 書記 天野 恭平 |
|----------|----------|

---

説明のため出席した者の職氏名

|                 |        |              |        |
|-----------------|--------|--------------|--------|
| 村長 .....        | 大岩 禎一君 | 教育長 .....    | 大瀬 克彦君 |
| 政策審議監 .....     | 門垣 文輝君 | 総務課長 .....   | 友尻 陽介君 |
| 復興推進課長 .....    | 蔵谷 健君  | 税務住民課長 ..... | 大岩 正明君 |
| 保健福祉課長 .....    | 淋 真也君  | 産業振興課長 ..... | 淋 辰生君  |
| 農業委員会事務局長 ..... | 山口 智幸君 | 建設課長 .....   | 毎床 公司君 |
| 会計管理者 .....     | 松舟 祐二君 | 教育課長 .....   | 毎床 貴哉君 |

---

午前10時00分開会

○議長（田代 利一君） おはようございます。本日は第4回定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第4回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立つ3月定例会以降の行事と諸般の報告をします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に代えさせていただきます。

続いて、3月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員、永椎樹一郎君にその報告をお願いします。永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） はい、2番です。おはようございます。3月定例会以降の例月出

納検査の結果についてご報告を申し上げます。令和8年2月分、3月分、4月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付をしておりますが、検査の結果につきましては、それぞれ何ら不正非の点は見受けられず、全て適正でございました。なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えてございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、7番、舟戸治生君、1番、槻木啓介君を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの8日間とすることに決定しました。

それでは、議案の上程を行います。

---

### 日程第3. 報告第2号 令和7年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（田代 利一君） 日程第3、報告第2号令和7年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） おはようございます。令和8年第4回球磨村議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、ここに第4回定例会が開催されますことを厚くお礼を申し上げます。今回の定例会では、報告3件、議案6件を上程させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、上程いただきました報告第2号令和7年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。令和7年度繰越明許費につきましては、令和7年度球磨村一般会計補正予算書でお示した事業の議決及び承認いただいております。これらの事業は年度内

において支出を終わらない見込みであるため、繰越の設定をお願いしたものでございますが、会計年度を終了しまして、実際に繰越を必要とする額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、報告申し上げます。

---

#### 日程第4. 報告第3号 令和7年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第4、報告第3号令和7年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました報告第3号令和7年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、ご報告申し上げます。

今回、事故繰越し報告をさせていただく2件は、工期に不測の日数を要したことで、令和7年度中に事業完了ができないため、繰越し措置を行ったものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

---

#### 日程第5. 報告第4号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第5、報告第4号令和7年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました報告第4号令和7年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。令和7年度の繰越明許費につきましては、令和7年度簡易水道特別会計第4回補正予算書の第2表繰越明許費でお示ししました事業を議決いただいております。

これらの事業は、年度内において支出を終わらない見込みであるため、繰越の設定をお願いしたものでございますが、会計年度を終了しまして、実際に繰越費用を必要とする額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

---

#### 日程第6. 議案第44号 財産の処分について（村有林の法正林化）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第6、議案第44号財産の処分について（村有林の法正林化）

を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第４４号財産の処分について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は財産を処分することについて、地方自治法第９６条第１項第８号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回処分予定の財産は、村有林立木で、所在地は一勝地甲字茂田、面積７．０７ヘクタール、材積、杉１，１６１立方、ヒノキ１，４４６立方で、樹齢は５１から７３年生でございます。継続して、村有林を活用した持続可能な循環型林業への法正林化を図り、雇用の創出と林業技術者の育成、村民所得の向上を目標に事業を展開していくこととしております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしく申し上げます。

---

#### 日程第７．議案第４５号 球磨村敬老年金等給付条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第７、議案第４５号球磨村敬老年金等給付条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第４５号球磨村敬老年金等給付条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の改正は、令和８年第２回球磨村議会定例会で議決いただきました球磨村敬老年金等給付条例について、敬老祝い金制度から敬老年金制度へ移行することに伴い、不利益を受ける７７歳と８８歳の方に対し、経過措置を設けるものでございます。

改正の内容といたしましては、令和８年度から令和１１年度までの間、７７歳と８８歳までに受け取った敬老年金額の総額が、敬老年金制度施行前の敬老祝い金額に満たない場合、その差額を敬老年金に加算して給付するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしく申し上げます。

---

#### 日程第８．議案第４６号 球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第８、議案第４６号球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第４６号球磨村営住宅管理条例の一部を改正す

る条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

近年、核家族化や親族関係の希薄化等により、連帯保証人の確保が困難な事例が増加していること、また、国土交通省が示す公営住宅管理標準条例においても保証人制度の見直しが行われていることを踏まえ、入居者の実情に応じた柔軟な対応を可能とするため、今回の改正は、家賃債務保証業者による保証を利用できるよう改正を行うものでございます。

また、併せて、条項引用等の整理を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第 9. 議案第 4 7 号 令和 8 年度球磨村一般会計補正予算について

#### 日程第 1 0. 議案第 4 8 号 令和 8 年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

#### 日程第 1 1. 議案第 4 9 号 令和 8 年度球磨村簡易水道事業会計補正予算について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 9、議案第 4 7 号令和 8 年度球磨村一般会計補正予算についてから、日程第 1 1、議案第 4 9 号令和 8 年度球磨村簡易水道事業会計補正予算についてまでは、令和 8 年度の一般会計及び特別会計ですので、3 議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 一括上程いただきました議案第 4 7 号から議案第 4 9 号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 4 7 号令和 8 年度球磨村一般会計補正予算について説明申し上げます。

まずは歳出からご説明いたします。4 月の人事異動に伴い、各費目において人件費の補正を行っております。

予算書 1 0 ページの財産管理費では、安心して子どもを生み育てられる移住環境を整備するため、渡及び一勝地地区における定住促進宅地の建築に向けた設計費用を計上しております。

また、渡グラウンドにある仮設住宅の 5 列目以降の 5 6 戸についても、2 月末に無償で譲渡を受けており、今回、簡易改修を行い、あらゆる移住定住希望者の受け入れ促進に努めてまいります。

さらに、役場庁舎の電話回線において、I S D N 回線サービスの終了に伴い、アナログ回線へ切り替える必要があるため、工事費を計上しております。

予算書 1 1 ページの老人福祉費では、今年度からの、敬老祝い金制度を敬老年金制度へ改め、7 5 歳以上の方に毎年等しく 1 万円を交付することとしたことに伴い、7 7 歳及び 8 8 歳を迎えられた受給者への不利益が生じないように、経過措置としての費用を追加しております。

予算書 1 2 ページの予防費では、物価高が続く中、高齢者の予防接種機会の確保目的として、B 類定期予防接種の自己負担額の償還払い方式により、3 割から 1 割に軽減いたします。併せて、

任意接種である带状疱疹ワクチン等についても、経済的負担を軽減するため、新たに扶助する費用を計上しております。

予算書13ページの山村振興対策費では、道の駅を開設するまでの間、地元の農林産物等の普及宣伝及び販売機会を確保するため、仮設直売所を設置するための経費を計上しております。

次に、一勝地交流センター「かわせみ」における従業員への賃金と未払い金について、労働者の生活安定及び地域経済への影響等を最小限に抑える観点から、村が第三者弁済を行うために要する経費を計上しております。

予算書14ページの事務局費では、球磨清流学園における国際理解教育等の教育活動の幅広い有効性を検証する先行モデル事業として位置づけるとともに、魅力ある学校づくりへの有効性や、将来的な修学旅行等の派遣事業への発展の可能性を総合的に勘案するため、その事前調査として派遣関係経費を計上しております。

予算書14ページから15ページの小中一貫教育推進活動事業費では、球磨清流学園の校舎一体型整備に向けて安全で優れた教育環境を創出するため、県アートポリス事業を活用した設計業務及び建設地の地質調査に係る費用を計上しております。

歳入については、国・県支出金等を事業費や交付決定に合わせて補正するとともに、基金繰入金・地方債等を追加しております。

なお、地方債は第2表にお示ししておりますとおり、定住促進団地整備設計事業等を追加しております。

このようなことから、3億3,099万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ57億7,399万5千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第48号令和8年度球磨村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、介護保険法に規定する居住費及び滞在費の負担限度額が令和8年8月1日から改正されることに伴い、介護保険システムの改修が必要となることから、改修経費を計上しております。

歳入につきましては、繰越金を計上しており、今回は67万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億3,467万8千円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第49号令和8年度球磨村簡易水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

はじめに、予算書第3条の収益的収入及び支出については、渡遊水池の築堤に伴う渡排水区配水管の撤去工事費を追加しております。それに伴い、収入は国からの補償金として、その他営業収益に86万3千円を増額しております。

また、資産の除去に伴い、営業外収益の長期前受金戻入に6万5千円を増額しており、総額

4,654万2千円としております。

支出においては、配水及び給水費の工事請負費に86万3千円を増額するとともに、資産の除去に伴い、除却損に16万3千円を増額し、総額9,129万9千円としております。

次に、予算書第4条、資本的収入及び支出については、池ノ下地区宅地嵩上げ工事に伴う配水管布設替工事費を追加しております。それに伴い、収入においては、国からの補償金として、分担金及び負担金の工事負担金に589万6千円を増額し、総額7,451万9千円としております。

支出においては、建設改良費の工事請負費に589万6千円を増額し、総額8,533万1千円としております。

以上、令和8年度一般会計、介護保険特別会計及び簡易水道事業会計補正予算について、ご説明申し上げます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく申し上げます。

---

○議長（田代 利一君） 以上で、本日予定しました日程は全部終了しましたので、本日の会議を閉じます。

お諮りします。本日の会議はこれで散会することに決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

次の本会議は6月16日午前10時から開きます。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午前10時20分散会

---